

各 位

会社名：株式会社アルチザネットワークス
代表者名：代表取締役社長 床次 隆志
(コード番号：6778 東証マザーズ)
問い合わせ先：取締役コーポレート・サポート部長 高橋 玄太
(連絡先：042-529-3494)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ
(商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権の無償発行)

当社は本日開催の当社取締役会において、平成14年10月30日開催予定の当社第12期定時株主総会の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。

新株予約権の要領

1.新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

2.新株予約権の割当を受ける者

当社取締役および従業員

3.新株予約権の目的たる株式の数

合計1,000株(新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数1株)を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができる。

4.新株予約権の総数

合計1,000個を上限とする。

5.新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6.新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権 1 個当たりの行使時における払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）、または発行日における終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

7.新株予約権の行使期間

平成 16 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月 31 日までとする。

8.新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。
- (2)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

9.新株予約権の消却事由および条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2)新株予約権者が上記 8(1)に規定する条件に該当しなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

10.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

（注）上記の内容については、平成 14 年 10 月 30 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会において「商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の無償発行」が決議されることを条件としております。

以上